

国立市長 永見 理夫 殿

新型コロナウイルス感染症対策に関する申し入れ

2020年2月27日
日本共産党国立市議団

中華人民共和国湖北省武漢市で発生が報告された新型コロナウイルス感染症は世界各国に感染が広がり、世界保健機関(WHO)は1月30日、「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」にあたりと宣言し、国内においても2月25日に新型コロナウイルス感染症対策の基本方針が示されました。

国内においても人から人への感染が報告されており、感染拡大防止のため十分な対策をとる必要があります。同時に、潜伏期間中にもほかの人に感染する可能性も指摘され、水際での感染防止対策の段階はすでに過ぎ去っており、国内の医療や検査体制を緊急に強化する必要があります。対策を進めるにあたっては、人権への十分な配慮が求められます。

したがって、日本共産党国立市議団は、永見市長に対して、下記のことを行うよう申し入れるものです。

記

- 1、新型コロナウイルスに感染している疑いがあると医師が判断した場合、必要な検査・治療が迅速に行えるよう国や東京都に要請すること。
- 2、新型コロナウイルスに対応できる一般医療機関が近隣自治体含めどの程度存在するか把握し、必要に応じて正確な情報提供を行うこと。
- 3、市民や市内を訪れた人が新型コロナウイルス感染症に対して適切な行動をとれるよう、また、感染者などに対する差別・偏見や事業者への風評被害を防ぐため、正確な情報提供を行うこと。
- 4、新型コロナウイルス感染症は2月1日付で感染症法の指定感染症とされたが、調査や予防的措置について無用の差別を生まないよう、人権が守られるようにすること。
- 5、庁内での連携とともに、医師会などの関係機関とも連携を強化し、情報の共有をはじめ、迅速な対応ができるよう体制の強化を行うこと。
- 6、行政当局や関係団体の感染対策を行う職員をはじめとする、不特定多数との接触がありうる部署の職員の感染防止について万全の対策をとること。
- 7、周辺自治体・東京都・国等と情報交換を行い、必要に応じた対応策を迅速に行うこと。
- 8、国や東京都に対して必要な財政処置を行政として求めること。

以上